

住居確保給付金（転居費用対象分）のしおり

◆ 支給要件

申請時に以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者である者。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。（表①参照）

〈表①〉

世帯員数	基準額	世帯員数	基準額
1人	78,000円	6人	242,000円
2人	115,000円	7人	275,000円
3人	140,000円	8人	308,000円
4人	175,000円	9人	337,000円
5人	209,000円	10人	366,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が預貯金等基準額（表②参照）以下であること。

〈表②〉

世帯員数	預貯金等基準額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、家計の改善のために次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
 - (1) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
 - (2) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

◆ 対象経費・支給額

転居費用の支給対象・対象外の手費は以下のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬経費	・ 敷金
・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）	・ 契約時に払う家賃（前家賃）
・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）	・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費
・ 鍵交換費用	

◆ 支給額・支給額の上限

実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給する。支給額の上限は以下のとおり。

世帯員数	上限額
1人	84,600円
2人	102,000円
3～5人	111,000円
6人	117,000円
7人以上	132,000円

◆ 申請時添付書類

- ☐ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民票等）の写し
- ☐ 世帯の収入額が、2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ☐ 世帯の収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- ☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、金融機関の通帳等の写し
- ☐ 住居確保給付金要転居証明書
- ☐ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）

◆ 再支給

従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、一定の要件を満たす場合は再支給の申請をすることができる。

